

参 考 资 料

1 診療報酬改正及び薬価基準改定の推移

診療報酬改正・薬価基準改定推移

年 月 日	診療報酬 改定(本体) (%)	薬価基準 改定 (%)	全体 改定率 (%)	改 定 内 容
平成元年4月1日	0.1%	24.0%	0.76%	消費税の転嫁
平成2年4月1日	3.7%	△9.2% (△2.7%)	1.0%	医療機関の機能、特質に応じた評価、入院の適正化、在宅医療の推進
平成4年4月1日	5.0%	△8.1% (△2.4%)	2.5%	医療機関の機能・特質に応じた評価、良質な看護サービスの安定的・効率的供給確保、医療サービスの質に応じた評価、技術料重視の観点からの評価、在宅医療の推進
平成5年4月1日				特定機能病院・療養型病床群の制度化
平成6年4月1日	4.8%	△6.6% (△2.1%)	2.7%	診療報酬体系の改革、医療機関の横能・特質に応じた評価、技術の重視、在宅医療の推進、老人患者等の心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用・検査の適性化〔注〕診療報酬改正は、平成6年10月1日実施予定分1.5%を含む
平成6年10月1日				基準看護の見直しと付添看護の解消、基準給食の見直しと食事の質の向上、訪問看護事業などの在宅医療の拡充
平成8年4月1日	3.4%	△2.6%	0.8%	医療施設の機能分担の推進、包括化の拡大、医療技術の適正評価等
平成9年4月1日	1.7%	△1.3%	0.4%	消費税引き上げへの対応、診療報酬合理化への対応
平成9年9月1日				健保法等一部改正に伴い、被用者保険の自己負担割合の増加(1割→2割) 老人保健制度の改正、薬剤一部金の導入
平成10年4月1日	1.5%	△9.7% (△2.8%)	△1.3%	老人医療の適正化、長期入院の是正、検査・画像診断の適正化、病衣貸与加算の廃止
平成12年4月1日	1.9%	△7.0% (△1.7%)	0.2%	病院外来機能の明確化、入院基本料の新設(入院環境料、看護料、入院時医学管理料等の統合、簡素化)、薬剤使用の適正化策の拡大と薬剤関連技術の適正評価
平成13年1月1日				老人定率一割負担制の導入 高額療養費と保険料率上限の設定
平成14年4月1日	△1.3%	△6.3% (△1.4%)	△2.7%	診療報酬本体:初のマイナス改定
平成14年10月1日				70歳以上の高齢者定率1割負担(一定以上所得者定率2割負担)
平成15年4月1日				社保2割→3割へ
平成16年4月1日	0.0%	△4.5% (△1.0%)	△1.0%	特定保険医療材料 △0.16% (医療費ベース)
平成18年4月1日	△1.36%	△6.7% (△1.6%)	△3.16%	特定保険医療材料 △0.2%
平成18年10月1日				70歳以上の一定以上所得者定率3割負担 医療療養病床の70歳以上の食住費の自己負担化 高額療養費自己負担限度額の引き上げ
平成20年4月1日	0.38%	△5.2% (△1.1%)	△0.82%	〔緊急課題〕 病院勤務医の負担軽減
平成22年4月1日	1.55%	△5.75% (△1.23%)	0.19%	〔重点課題〕 救急、産科、小児、外科等の医療の再建 病院勤務医の負担軽減
平成24年4月1日	1.38%	△6.00% (△1.26%)	0.004%	〔重点課題〕 急性期医療等の適切な提供に向けた病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減 医療と介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化及び在宅医療等の充実
平成26年4月1日	0.73%	△2.65% (△0.58%)	0.10%	消費税増税による損税補填分を除いた通常改定分の改定率は△1.26% 〔重点課題〕 医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等
平成28年4月1日	0.56%	△5.57% (△1.22%)	0.49%	〔重点課題〕 地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携

(注) カッコは医療費ベース

2 給与改定の推移

一般職員の給与改定状況

年	改定額及び改定率						平均給与月額	
	給料		諸手当等		計		改定前 (円)	改定後 (円)
	改定額 (円)	改定率 (%)	改定額 (円)	改定率 (%)	改定額 (円)	改定率 (%)		
3	(10,678)	(3.21)	(947)	(0.28)	(11,625)	(3.49)		(338,427)
	10,678	3.21	947	0.28	11,625	3.49	326,802	338,427
4	(8,257)	(2.34)	(865)	(0.24)	(9,122)	(2.58)		(350,784)
	8,257	2.34	865	0.24	9,122	2.58	341,662	350,784
5	(6,248)	(1.70)	(967)	(0.26)	(7,215)	(1.96)		(359,959)
	6,248	1.70	967	0.26	7,215	1.96	352,744	359,959
6	(3,953)	(1.04)	(397)	(0.11)	(4,470)	(1.18)		
	3,953	1.04	397	0.11	4,470	1.18		
7	(2,812)	(0.72)	(201)	(0.06)	(3,154)	(0.80)		
	2,812	0.72	201	0.06	3,154	0.80		
8	(3,005)	(0.77)	(225)	(0.06)	(3,320)	(0.85)		
	3,005	0.77	225	0.06	3,320	0.85		
9	(3,145)	(0.80)	(520)	(0.13)	(3,665)	(0.93)		
	3,145	0.80	520	0.13	3,665	0.93		
10	(2,254)	(0.58)	(527)	(0.13)	(2,781)	(0.71)		
	2,254	0.58	527	0.13	2,781	0.71		
11	(875)	(0.22)	(13)	(0.01)	(888)	(0.23)		
	875	0.22	13	0.01	888	0.23		
12			(488)	(0.12)	(488)	(0.12)		
	0	0.00	488	0.12	488	0.12		
13								
	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
14	△ 6,962	△ 1.77	△ 498	△ 0.06	△ 7,460	△ 1.90	(388,309)	(388,616)
							388,309	388,616
15	△ 3,691	△ 0.96	△ 239	△ 0.07	△ 3,930	△ 1.03	388,309	380,387
16	改定なし							
17	(△ 1,101)	(△ 0.29)	(△ 180)	(△ 0.05)	(△ 1,281)	(△ 0.34)		
18	改定なし							
19	(394)		(327)		(721)	(0.20)	(369,445)	(370,166)
20	改定なし							
21	(△ 612)		(△ 11)		(△ 623)	(△ 0.17)	(361,634)	(361,011)
22	(△ 343)		(△ 159)		(△ 502)	(△ 0.14)	(357,270)	(356,768)
23	(△ 728)		(△ 10)		(△ 738)	(△ 0.21)	(353,530)	(352,792)
24	改定なし							
25	改定なし							
26	(1,138)		(27)		(1,165)	(0.34)	(344,274)	(345,439)
27	(614)		(14)		(628)	(0.18)	(343,842)	(344,470)
28	(626)		(11)		(637)	(0.19)	(341,872)	(342,509)

(注) ()の数字は人事委員会勧告

3 使用料の推移

(1) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例

ア 別表第3(第11条(使用料)関係)

		平成28年10月1日 (施行) 沖縄県条例第44号	平成27年1月1日 (施行) 沖縄県条例第71号	平成26年4月1日 (施行) 沖縄県条例第34号	平成24年4月1日 (施行) 沖縄県条例第40号	平成21年1月1日 (施行) 沖縄県条例第50号
種 類	単 位	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
分べん介助料	1件につき		※備考として次のように加える。 備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき16,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。	1 1児出産の場合 126,000円(以下「標準料金」という。) 2 2児以上出産の場合 標準料金に1児を増すごとに63,000円を加算して得た額(以下「加算料金」という。)		※備考として次のように加える。 備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき30,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。
健康診断料	1回につき					
人間ドック料	1人につき			97,200円		
予防接種料	1回につき				第11条第3項の規定により契約で定める額	
死体処置料	1体につき					
死体検案料	1体につき					
受託検査及び受託診断料	1件につき					
薬剤容器料						
手術場使用料	1回につき			3,240円		
分べん室使用料	1回につき					
特別室使用料	1日につき			15,120円		
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料	1日につき					
新生児室料	1日につき				-	-
新生児看護料	1日につき				-	-
新生児入院料	1日につき					
乳児入院料	1日につき			615円		
新生児給食料	1日につき					
外来人工透析受診者食事料	1食につき					
非紹介患者初診加算料	1件につき	5,000円		4,320円		
再診加算料	1件につき	2,500円				
第二意見相談料	1回につき			100分の105を乗じて得た額→100分の108を乗じて得た額		
その他の施設及び材料等の使用料						

平成19年7月20日 (施行) 沖縄県条例第42号	平成18年4月1日 (施行) 沖縄県条例第22号	平成16年7月30日 (施行) 沖縄県条例第29号	平成14年7月10日 (施行) 沖縄県条例第38号	平成13年4月1日 (施行) 沖縄県条例第15号
金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
3 沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)及び診療時間外(休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。)における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乗じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額 (1) 休日 100分の40 (2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の午前5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで 100分の20				
94,500円		94,500円以内		
	第10条第3項の規定により契約で定める額			
3,150円		3,150円以内		
分べん介助料に100分の10を乗じて得た額に相当する額				
14,700円	14,700円以内	10,500円以内		10,000円以内
点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の105を乗じて得た額			点数表の入院料の基本点数より算定した額の15パーセント以内	
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
9,870円		598円	570円	
			実費相当額	
4,200円	4,200円以内	1,575円以内		
初診を行った場合について点数表により算定した額及び紹介先医療機関に対して情報提供を行った場合について点数表により算定した額を合算した額に相当する額(検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあつては、当該合算した額に相当する額に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額)に100分の105を乗じて得た額				
	局長が別に定める額			

(2) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程

ア 別表第1(第7条(使用料)関係)

		平成28年7月29日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第8号	平成27年1月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第10号	平成26年11月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第9号
種 類	単 位	金 額	金 額	金 額
分べん介助料	1件につき		備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき30,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。	
健康診断料	1回につき			
人間ドック料	1人につき			
予防接種料	1回につき			
手術場使用料	1回につき			
分べん室使用料	1回につき			
特別室使用料	1日につき			
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料	1日につき			
乳児入院料	1日につき			
紹介がなく来院した患者の初診加算料	1件につき	1 北部病院 3,240円 2 中部病院 5,000円(歯科口腔くう外科の受診の場合にあっては、3,240円) 3 南部医療センター 3,240円 4 宮古病院 1,080円 5 八重山病院 1,080円 ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については徴収しないものとする。		
他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料	1件につき	中部病院 2,500円(歯科口腔くう外科の受診の場合にあっては、1,500円) ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の再診については徴収しないものとする。		
第二意見相談料	1回につき			
その他の施設及び材料等の使用料	体外受精料 (1)体外受精管理料 (2)胚移植技術料	1回につき		
	性同一性障害における身体的治療 (1)ホルモン治療 (2)乳房切除術 (3)性別適合手術 (4)その他身体的治療	1回につき		
	歯科矯正料	1回につき		点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
	乳房ケア・指導料	1回につき		
	妊娠・授乳に係る服薬カウンセリング料	1回につき		
	遺伝カウンセリング料	1回につき		
	北部病院駐車場使用料	1台につき		
	中部病院駐車場使用料	1台につき		
	南部医療センター・こども医療センター駐車場使用料	1台につき		
	宮古病院駐車場使用料	1台につき		
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療のうち、選定療養に該当する診療費	1回につき			
レントゲンフィルムコピー代	1枚につき			

平成26年4月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第5号	平成26年1月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第11号	平成25年4月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第3号
金額	金額	金額
1 1児出産の場合 126,000円 (以下「標準料金」という。) 2 2児以上出産の場合 標準料金に1児を増すごとに63,000円を加算して得た額 (以下「加算料金」という。)		
1 通院コースA 27,000円 3 1泊2日コース 54,000円 2 通院コースB 32,400円 ただし、検査項目等を追加する場合には、条例10条第2項に規程する点数表(以下「点数表」という。)により算定した額に相当する額を加算する。 条例第10条3項の規定により契約で定める額 3,240円		
1 特別室S 15,120円 4 特別室B 5,400円 2 特別室特A 10,800円 5 特別室C 2,700円 3 特別室A 7,560円 6 特別室D 1,575円		
点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の108を乗じて得た額。 615円		
1 北部病院 3,240円 2 中部病院 3,240円 3 南部医療センター 3,240円 4 宮古病院 1,080円 5 八重山病院 1,080円 ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については徴収しないものとする。		1 北部病院 3,150円 2 中部病院 3,150円 3 南部医療センター 1,575円 4 宮古病院 1,050円 5 八重山病院 1,050円 ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については徴収しないものとする。
100分の105を乗じて得た額→100分の108を乗じて得た額 108,000円 16,200円		
点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて得た額 2,160円	点数表により算定した額に相当する額に100分の105を乗じて得た額 2,100円	
1 1時間を超えない場合 5,400円 2 1時間を超える場合 1時間を超える時間について30分までごとに5,400円を1の額に加えた額	1 1時間を超えない場合 5,250円 2 1時間を超える場合 1時間を超える時間について30分までごとに5,250円を1の額に加えた額	
1. 初回 (1)2時間以内 10,800円 (2)2時間を超える場合、2時間を超える時間について30分までごとに5,400円を加算した額 2 2回目以降 (1)30分以内 5,400円 (2)30分を超える場合 30分を超える時間について30分までごとに5,400円を加算した額	1. 初回 (1)2時間以内 10,500円 (2)2時間を超える場合、2時間を超える時間について30分までごとに5,250円を加算した額 2 2回目以降 (1)30分以内 5,250円 (2)30分を超える場合 30分を超える時間について30分までごとに5,250円を加算した額	
		1 公利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとに100円 4 その他の病院利用者 1時間までは300円、1時間を超える30分までごとに100円
100分の108を乗じて得た額 →100分の108を乗じて得た額		

種 類		平成24年4月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第3号		平成21年1月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第12号	平成20年8月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第10号
		単 位	金 額	金 額	金 額
分べん介助料		1件につき		備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき30,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。	
健康診断料		1回につき			
人間ドック料		1人につき	1 通院コースA 26,250円 2 通院コースB 31,500円 3 1泊2日コース 52,500円 ただし、検査項目等を追加する場合には、 条例第11条第2項に規定する点数表により算定した額に相当する額を加算する。		
予防接種料		1回につき	条例第11条第3項の規程により契約で定める額		
手術場使用料		1回につき			
分べん室使用料		1回につき			
特別室使用料		1日につき			
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料		1日につき	点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の105を乗じて得た額		
乳児入院料		1日につき			
紹介がなく来院した患者の初診加算料		1件につき			
再診加算料		1件につき			
第二意見相談料		1回につき			
その他の施設及び材料等の使用料	体外受精料 (1)体外受精管理料 (2)胚移植技術料	1回につき			
	性同一性障害における身体的治療 (1)ホルモン治療 (2)乳房切除術 (3)性別適合手術 (4)その他身体的治療	1回につき			
	歯科矯正料	1回につき			
	乳房ケア・指導料	1回につき			
	妊娠・授乳に係る服薬カウンセリング料	1回につき			
	遺伝カウンセリング料	1回につき			
	北部病院駐車場使用料	1台につき			1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の病院利用者 1時間までは300円、1時間を超える30分までごとにつき100円
	南部医療センター・こども医療センター駐車場使用料	1台につき			
	宮古病院駐車場使用料	1台につき			
	診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療のうち、選定療養に該当する診療費	1回につき			
レントゲンフィルムコピー代	1枚につき				

平成20年4月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第9号	平成19年7月20日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第6号	平成18年4月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第1号
金額	金額	金額
	1 沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)及び診療時間外(休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。)における出産の場合次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乗じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額 (1) 休日 100分の40 (2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで 100分の20	
	分べん介助料に100分の10を乗じて得た額に相当する額	
		1 特別室S 14,700円 4 特別室B 5,250円 2 特別室特A 10,500円 5 特別室C 2,625円 3 特別室A 7,350円 6 特別室D 1,575円
1 7対1入院基本料を算定する場合 2,446円 2 10対1入院基本料を算定する場合 2,047円 3 後期高齢者特定入院基本料を算定する場合 1,459円 4 特別入院基本料を算定する場合 903円 5 特別後期高齢者特定入院基本料を算定する場合 1,249円	1 7対1入院基本料を算定する場合 2,446円 2 10対1入院基本料を算定する場合 1,995円 3 老人特定入院基本料を算定する場合 1,459円 4 特別入院基本料を算定する場合 903円 5 特別老人特定入院基本料を算定する場合 1,249円	1 7対1入院基本料を算定する場合 2,330円 2 10対1入院基本料を算定する場合 1,900円 3 老人特定入院基本料を算定する場合 1,390円 4 特別入院基本料を算定する場合 860円 5 特別老人特定入院基本料を算定する場合 1,190円
		1 北部病院 1,575円 2 中部病院 3,150円 3 南部医療センター 1,575円 4 宮古病院 1,050円 5 八重山病院 1,050円 ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については徴収しないものとする。
	5,200円(検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあっては、5,200円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額)に100分の105を乗じて得た額	
	点数表により算定した額に相当する額に、次の(1)及び(2)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める診療額を加算した額 (1)105,000円 (2)15,750円	
		1 公用以利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の病院利用者 1時間までは300円、1時間を超える30分までごとにつき100円
	点数表により算定した額に相当する額に100分の105を乗じて得た額	点数表より算定した額×1.05パーセント
		実費相当額

4 手数料の推移

(1) 沖縄県病院事業の設置及び管理に関する条例

ア 別表第4 (第12条(手数料)関係)

施行年月日 条 例 番 号		平成26年4月1日 沖縄県条例第34号	平成19年7月20日 沖縄県条例第42号	平成16年7月30日 沖縄県条例第29号	平成9年6月1日 沖縄県条例第16号	昭和53年8月1日 沖縄県条例第23号	昭和53年8月1日 沖縄県条例第23号
種 類	単 位	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
診断書 発行手数料	1通	4,320円	4,200円	4,200円以内	4,000円以内	3,000円以内	2,000円以内
証明書 発行手数料	1通	4,320円	4,200円	4,200円以内	4,000円以内	3,000円以内	2000円以内

(2) 沖縄県病院事業の設置及び管理に関する条例施行規則

ア 別表第2 (第8条(手数料)関係)

施行年月日 規 則 番 号			平成26年4月1日 沖縄県規則第4号	平成16年7月30日 沖縄県規則第46号	平成14年 7月10日 沖縄県規則第41号	平成9年6月1日 沖縄県規則第25号	昭和60年7月2日 沖縄県規則第32号
種 類	区 分	単 位	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
診断書 発行手数料	特別診断書	1件	4,320円	4,200円		4,000円	3,000円
	死体検案書	1件	4,320円	4,200円		4,000円	3,000円
	普通診断書	1件	2,160円	2,100円		2,000円	2,000円
	簡易診断書	1件	1,080円	1,050円		1,000円	1,000円
証明書 発行手数料	特別証明書	1件	4,320円	4,200円		4,000円	3,000円
	普通証明書	1件	2,160円	2,100円		2,000円	2,000円
	簡易証明書(A)	1件	1,080円	1,050円		1,000円	1,000円
	簡易証明書(B)	1件	216円	210円		200円	200円
	診察券	1件	216円	210円	200円		
			ただし、プラスチックカードの再発行の場合に限る。	ただし、プラスチックカードの再発行の場合に限る。	ただし、プラスチックカードの再発行の場合に限る。		

施行年月日 規 則 番 号			昭和59年4月1日 沖縄県規則第16号	昭和57年7月2日 沖縄県規則第12号	昭和53年7月27日 沖縄県規則第37号
種 類	区 分	単 位	金 額	金 額	金 額
診断書 発行手数料	恩給又は 生命保険等の 特別診断書	1件	3,000円	2,000円	2,000円
	健康診断書	1件	3,000円	1,000円	500円
	普通診断書	1件	2,000円	1,000円	500円
	死亡診断書	1件	1,000円	1,500円	1,000円
	死体検案書	1件	3,000円	2,000円	1,500円
証明書 発行手数料	特別証明書	1件	2,000円	2,000円	1,500円
	普通証明書	1件	1,000円	800円	500円